

マリーナ業届出者等(R8.4.1～)

1 マリーナ業届出者等の事故防止等の措置

(条例第20条第1項概要) ※ 努力義務

- (1) マリーナ利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (2) マリーナ利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (3) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをマリーナ利用者に遵守させること。
 - ① 悪天候で危険であると認めるときには、出航を差し控えること。
 - ② 漂流物、工作物等と衝突するおそれがある場所において航行しないこと。
 - ③ 酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態でプレジャーボートを操縦しないこと。
 - ④ 航行中は、救命胴衣又はウエットスーツを着用すること。
 - ⑤ 海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような高速力で航行しないこと。
 - ⑥ 他の船舶等の直前直後を横断しないこと。
 - ⑦ みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。
 - ⑧ 航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、事業者はその旨を連絡すること。
 - ⑨ 警察官、事業者等の指導助言に従うこと。(施行規則第21条)
- (4) マリーナ利用者と事業者との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- (5) マリーナ利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (6) マリーナ利用者が外国人であるときは、当該外国人の理解に資する措置をとること。**※ 新設**
※ 1の(1)～(3)に関する内容について、外国人が理解できるようにする。



2 公安委員会（警察署地域課）への届出（条例第16条概要）

事業を廃止した場合や、届出事項（事業所の所在地、水難救助員等）に変更があった場合、その日から起算して**10日以内**に届けなければなりません。

※ 罰則あり（条例第44条第2項第3号、10万円以下の罰金）